

防火管理講習案内

名古屋市消防局

消防法第8条により、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の管理権原者（建物の所有者、賃借人など）は、建物の用途、規模及び収容人員に応じて**防火管理者**を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。

名古屋市消防局では、対面で講師の講義を受講する「**集合型講習**」とパソコンやスマートフォン等で動画を視聴し講義を受講する「**オンライン型講習**」の2種類の講習を実施しています。

防火管理者には資格が必要です

◇ 防火管理者に求められる地位

防火管理者となる方は、『**防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものとする**』と消防法施行令第3条において規定されています。

◇ 防火管理者に必要な法的資格

消防機関等が実施する防火管理講習の修了者又は防火管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの等でなければ、防火管理者として選任することができません。

各防火管理講習の受講対象者

甲種新規 甲種防火管理新規講習

- ◎ 養護老人ホーム等の社会福祉施設など、自力避難が困難な方が利用し、就寝を伴う施設又はそれらを含む建物で、建物全体の収容人員が **10人以上**の関係者
- ◎ 飲食店、ホテル、病院、物品販売店など不特定多数の方が出入りする建物で、建物全体の収容人員が **30人以上**、かつ、延べ面積が **300㎡以上**（甲種防火対象物という。）の関係者
- ◎ 工場、事務所、共同住宅などの建物で、建物全体の収容人員が **50人以上**、かつ、延べ面積が **500㎡以上**（甲種防火対象物という。）の関係者

乙種 乙種防火管理講習

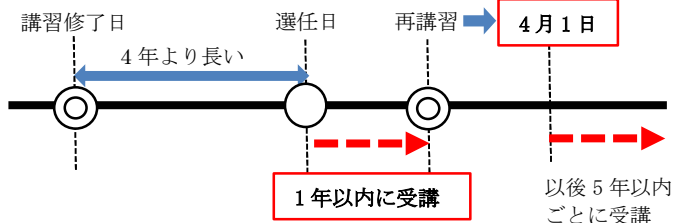
- ◎ 乙種防火対象物（延べ面積が甲種防火対象物未満のものをいう。）の関係者
- ◎ 甲種防火対象物に入居するテナント等のうち次のいずれかに該当するもの
 - ・ 養護老人ホーム等で収容人員が **10人未満**のもの
 - ・ 飲食店、物品販売店など不特定多数の方が出入りするもので収容人員が **30人未満**のもの
 - ・ 事務所、倉庫などで収容人員が **50人未満**のもの

※ 乙種防火管理講習の対象者であっても、甲種防火管理新規講習を受講することができます。

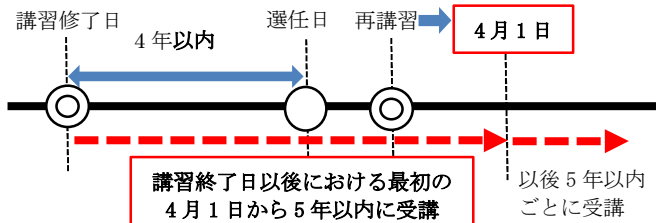
甲種再 甲種防火管理再講習

不特定多数の方が出入りする建物及びこれらの施設を含む建物等のうち、建物全体の収容人員が300人以上、かつ、甲種防火管理者の選任を必要とする建物又はテナントで、防火管理者に選任されている甲種防火管理新規講習修了者が受講対象者です。

- ① 甲種防火管理新規講習（再講習を含む。）の修了日から、防火管理者に選任された日までの期間が4年より長い場合は、選任された日から1年以内に、再講習を受講しなければなりません。
また、以後直近の再講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに再講習を受講しなければなりません。



- ② 甲種防火管理新規講習（再講習を含む。）の修了日から、選任された日までの期間が4年以内の場合は、講習修了日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の受講が必要です。
また、以後直近の再講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに再講習を受講しなければなりません。



※ テナントが複数あるなど、管理権原が分かれている建物は、各テナント部分についても管理権原ごとに防火管理者が必要です。小規模テナント等で乙種防火管理者の選任でよい事業所の防火管理者は、甲種防火管理再講習の受講義務はありません。

集合型講習

講習日程

【甲種防火管理新規講習】(定員 322 人)

- ◎ 講習日数は2日です。連続して2日間受講しなければなりません。
- ◎ 講習1日目の受付時に受講料として5,500円(手数料*2,000円(非課税)、資料費3,500円(消費税等を含む。))が必要です。
- ◎ 受付時間 午前9時から午前9時30分、講習時間 { 1日目: 午前9時30分から午後4時10分
2日目: 午前9時30分から午後4時30分
昼休憩: 午前11時50分から午後0時50分

回数	実施月日	申込締切日
第1回	令和8年4月15日(水)及び同年4月16日(木)	令和8年3月31日(火)
第2回	令和8年5月18日(月)及び同年5月19日(火)	令和8年5月3日(日)
第3回	令和8年6月6日(土)及び同年6月7日(日)	令和8年5月22日(金)
第4回	令和8年7月23日(木)及び同年7月24日(金)	令和8年7月8日(水)
第5回	令和8年8月18日(火)及び同年8月19日(水)	令和8年8月3日(月)
第6回	令和8年9月10日(木)及び同年9月11日(金)	令和8年8月26日(水)

【乙種防火管理講習】(定員 187 人)

- ◎ 講習日数は1日です。
- ◎ 講習当日、受付時に受講料として4,500円(手数料*1,500円(非課税)、資料費3,000円(消費税等を含む。))が必要です。
- ◎ 受付時間 午前9時から午前9時30分、講習時間 午前9時30分から午後4時30分(昼休憩: 午前11時45分から午後0時45分)

回数	実施月日	申込締切日	回数	実施月日	申込締切日
第1回	令和8年4月13日(月)	令和8年3月29日(日)	第2回	令和8年6月23日(火)	令和8年6月8日(月)

【甲種防火管理再講習】(定員 48 人)

- ◎ 講習日数は半日(午後)です。
- ◎ 講習当日、受付時に受講料として3,200円(手数料*1,500円(非課税)、資料費1,700円(消費税等を含む。))が必要です。
- ◎ 受付時間 午後1時から午後1時30分、講習時間 午後1時30分から午後4時00分

回数	実施月日	申込締切日	回数	実施月日	申込締切日
第1回	令和8年4月14日(火)	令和8年3月30日(月)	第4回	令和8年7月21日(火)	令和8年7月6日(月)
第2回	令和8年5月15日(金)	令和8年4月30日(木)	第5回	令和8年9月1日(火)	令和8年8月17日(月)
第3回	令和8年6月15日(月)	令和8年5月31日(日)			

※ 手数料とは、名古屋市消防関係事務手数料条例に定める手数料をいいます。

集合型講習受講申込み手続き

◇ 受講者要件

防火管理者に選任される事業所において管理的又は監督的地位の方

※定員を超える申込みが見込まれる際には、名古屋市に在住の方又は名古屋市内の事業所において防火管理者に選任される方を優先させていただく場合がありますのでご了承ください。

◇ 受講申込み

① 窓口申込み

名古屋市各消防署及び消防署出張所並びに名古屋市消防局予防部予防課(中区三の丸三丁目1番1号名古屋市役所本庁舎1階)に備え付けの受講申込書に必要事項を記入し、直接お申込みください。

- ・受付時間 午前8時45分から午後5時15分
- ・消防署出張所は出動等で無人となる場合があります。その際は、受付ができませんのでご了承ください。
- ・名古屋市消防局予防部予防課は、名古屋市役所の開庁日のみの受付となります。

② 名古屋市電子申請サービスから申込み又は郵送による申込み

名古屋市公式ウェブサイトにて、申込方法を掲載しておりますので、案内に従ってお申込みください。

※受講が必要な講習種別に関するお問い合わせ等は、事業所が存する区の消防署予防課にご相談ください。

◎ **名古屋市電子申請サービスはスマートフォン等からでも利用できます。**
名古屋市公式ウェブサイト（防火・防災管理講習の電子申請について）
<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/404-39-1-1-0-0-0-0-0-0.html>



◇ **写真**

受講者の写真（写真データを普通紙に印刷したものも可）が1枚必要です。

※名古屋市電子申請サービスから申込みをされる場合は、申請フォームに従って写真データを添付してください。

《写真》

- ・ サイズ 縦4cm、横3cm
- ・ 受講申込み前6ヶ月以内に撮影したもの
- ・ 正面上三分身像、無帽で、本人と識別できるもの
- ・ 裏面に氏名、生年月日を記入すること

◇ **再講習の受講申込みの際に必要なもの**

甲種防火管理再講習の受講申込みの際には、甲種防火管理新規講習の修了証（写し）又は甲種防火管理再講習の修了証（写し）を持参してください。

◇ **甲種防火管理新規講習の一部受講免除**

次に掲げる方は、講習科目の一部受講免除の申請をすれば、該当する科目の受講が免除されます。

- ・ 消防設備点検資格者講習の既習者
- ・ 自衛消防業務講習の既習者

申請の方法等、詳細は次頁の名古屋市消防局予防部予防課又は消防署予防課までお問い合わせください。

※講習科目の一部受講免除の申請には、該当講習の資格者免状又は修了証の写しの提出が必要です。講習申込みの際にお持ちください。

集合型講習の注意事項

◇ **申込み上の注意事項**

- ◎ 受講申込みは、各申込締切日まで受付します。ただし、定員になり次第受付を締め切ります。
- ◎ 受講申込書は、申込みをされた講習日に限り有効です。日程を変更する場合は、再度お申込みください。
- ◎ 既納の手数料は返還いたしませんので、ご了承ください。
- ◎ 都合により欠席される場合は、申込み先まで早急に連絡してください。なお、受講申込書の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

◇ **受講上の注意事項**

- ◎ 受講は申込者本人に限ります。
- ◎ 受付後、指定された席に着いてください。（指定された席に着いていない場合は欠席となります。）
- ◎ 遅刻、欠講は認めません。
- ◎ 受講当日は、受講票、筆記用具、本人確認書類、受講料※を持参してください。
※受講料の支払いは当日現金のみです。受付時の混雑防止のため、釣銭が出ないようご用意ください。
- ◎ 実技講習には、放水を伴う消火体験等がありますので服装等にご配慮ください。（甲種防火管理再講習を除く。）
- ◎ 昼食は近くの飲食店をご利用ください。なお、お弁当をご持参の方は昼食会場が利用できます。（ただし席数に限りがあります。）

主な講習内容（集合型講習・オンライン型講習共通）

◇ 甲種防火管理新規講習・乙種防火管理講習

◎ 防火管理制度、消防計画・自衛消防活動、防火管理台帳の活用、消防用設備等の取扱い（実技講習）

◇ 甲種防火管理再講習

◎ おおむね過去5年間における防火管理に関する法令改正の概要 ◎ 火災事例等の研究

※講習は名古屋市消防局の委託機関である、一般財団法人日本消防設備安全センターが実施します。

講習会場（集合型講習・オンライン型講習実技講習）

伏見ライフプラザ（名古屋市中区栄一丁目23番13号）

◇甲種防火管理新規講習・乙種防火管理講習

6階 防火管理研修センター（受付、実技講習会場）

5階 鯨城ホール（講習会場）

◇甲種防火管理再講習

6階 防火管理研修センター（受付、講習会場）

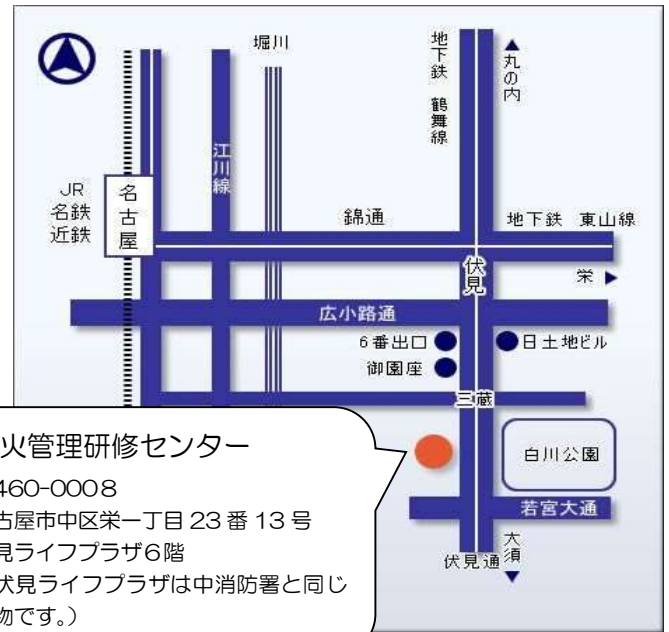
【交通機関】

地下鉄 東山線又は鶴舞線『伏見駅』下車

**※専用の駐車場、駐輪場はありませんので、
公共交通機関をご利用ください。**

【講習当日の連絡先】

防火管理研修センター 電話番号 052 - 223 - 0129



講習の中止等

気象庁が発表する特別警報等の防災情報に対処して開催を中止等する場合の緊急情報は、講習開始までに、名古屋市公式ウェブサイト及び一般財団法人日本消防設備安全センター名古屋事務所のホームページへ掲載いたします。

◎名古屋市公式ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/shobo/page/0000008230.html>

◎日本消防設備安全センターホームページ（名古屋事務所）<https://www.fesc.or.jp/nagoya/>



名古屋市公式ウェブサイト
（防火・防災管理に関する講習のご案内）

所在地・お問い合わせ先

お問い合わせは、下記消防署予防課又は名古屋市消防局予防部予防課（Tel:052-972-3542）までお願いします。

消防署	所在地	電話	消防署	所在地	電話
千種	千種区希望ヶ丘2丁目6番21号	052-764-0119	熱田	熱田区高蔵町4番9号	052-671-0119
東	東区筒井一丁目8番30号	052-935-0119	中川	中川区高畑一丁目224番地	052-363-0119
北	北区菟野通2丁目1番地	052-981-0119	港	港区千鳥一丁目11番19号	052-661-0119
西	西区児玉二丁目25番22号	052-521-0119	南	南区桜本町24番地	052-825-0119
中村	中村区大宮町1丁目53番地	052-481-0119	守山	守山区西新11番8号	052-791-0119
中	中区栄一丁目23番13号	052-231-0119	緑	緑区滝ノ水四丁目2007番地	052-896-0119
昭和	昭和区御器所通2丁目16番地の1	052-841-0119	名東	名東区野間町40番地	052-703-0119
瑞穂	瑞穂区北原町3丁目17番地	052-852-0119	天白	天白区原五丁目2506番地	052-801-0119